

島根県観光施設整備支援事業補助金(2次公募) 募集案内

1. 趣旨

この補助金は、長期に及ぶコロナ禍で疲弊した観光施設等において、アフターコロナのリベンジ消費に備え、県内外から観光客を呼び込むための施設整備・改修等に係る経費の一部を支援することで、地域経済の回復に繋げることを目的とするものです。

2. 募集事業の内容

次の補助対象事業を募集し、審査・決定します。

※審査基準を下回る場合は、予算の範囲内であっても不採択とします。

※交付申請額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。

(1) 対象事業

県内外から観光客を呼び込むために必要となる施設整備・改修等の事業

(2) 補助対象とならない事業

次に該当する事業は、対象外とします。

- ・経年劣化等による修繕や設備更新に係る経費
- ・国や市町村等、他の補助事業の対象となっている経費

3. 申請手続きの流れ



(※1)

書面審査のみ行います。

4. 事業の実施期間

補助金交付決定日から令和5年2月28日まで

5. 補助対象経費、補助金額

事業を実施するために必要な経費を対象に、知事が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内で交付します。補助対象経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみです。

なお、交付申請書の補助金申請額算定段階において、**消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定してください。**

(1) 補助の対象となる経費及び補助金額

別表のとおりとします。

(2) 補助の対象とならない経費

- ・団体の経常的な運営経費
- ・従前からの事業の財源振替を目的とする経費
- ・食糧費、その他補助することが適当でないと認められる経費

6. 応募資格

事業対象者は別表のとおりとします。

また、次のいずれも満たす者が対象です。

- (1) 島根県税の滞納がない者。
- (2) 申請者又は法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力との関係を有しない者であること。
- (3) 民間事業者であること。

7. 募集期間

令和4年6月1日（水）～令和4年6月30日（木）（※持参可。郵送の場合は**午後5時**必着）

8. 応募方法

島根県観光施設整備支援事業補助金交付要綱に定める補助金交付申請書（様式第1号）及び添付書類を、製本の上、**下記の提出先まで6部提出してください。**

なお、必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。また、提出書類等の返却はしません。

また、申請書作成等について疑問な点がある場合も、下記の問い合わせ先までご相談ください。

9. 申請書類の提出先（問い合わせ先）

〒690-8501 松江市殿町1番地

島根県商工労働部観光振興課観光企画グループ

TEL 0852-22-5625 FAX 0852-22-5580

メール：kankou@pref.shimane.lg.jp

なお、質問については、随時受け付けます。メール又はファックスで送付してください。質問及び回答の概要はホームページにて公開します。受付時間 9：00～17：00、月～金曜日

10. 審査・採択・決定

- (1) 事業の内容について、ヒアリングを実施する場合があります。
- (2) 事業の採択は、審査により決定します。
- (3) 採択した事業については、実施方法や執行額などに条件を付す場合があります。
- (4) 審査・採択基準は、概ね下記のとおりです。
 - ・県内外から観光客を呼び込むための工夫がなされているか。
 - ・観光客のニーズを把握、分析し、ターゲットを明確に見据えた事業内容となっているか。
 - ・効果的な集客方法が検討されているか。
 - ・本補助金終了後に継続、発展可能な事業であるか。
- (5) 審査結果（採択・不採択）は、結果確定後速やかに通知します。

11. 事業実施後の事業評価

補助事業終了後、5年間は事業状況報告書（様式第7号）を提出していただきます。

また、事業の実績や自己評価に関するヒアリング、意見交換等の検証作業を実施する場合がありますので、協力をお願いします。

12. 情報公開

採択した事業の内容については、その概要（補助事業者名、補助金額、事業概要）をホームページ等で広く公表する場合があります。

13. その他

事業の実施にあたっては、県と緊密に連携を取りながら実施していただきます。

別表第1

対 象 事 業	アフターコロナのリベンジ消費に備え、県内外から観光客を呼び込むための施設改修・整備等	
補助対象事業者	島根県内で旅館業法（昭和23年法律第138号）の規定に基づく「旅館・ホテル営業」又は「簡易宿所営業」を営む者	島根県内で主に観光旅行者の利用に供される土産物店、入浴施設、文化施設、鑑賞施設等を営む者
補助対象経費	島根県内に所在する宿泊施設及び観光施設の整備等に要する経費（工事費、設計費、施工管理費、設備費、備品費） ただし、経年劣化等による修繕や設備更新に係る費用は除く。 ※詳細については別表第2のとおり	
補 助 率	補助対象経費の1/2以内 (千円未満切り捨て)	
補 助 上 限 額	10,000千円	5,000千円
そ の 他	補助対象経費が4,000千円（補助申請額2,000千円）を超える事業計画であること。	

別表第2

経 費 名	内 容
工 事 費	施設等において新設・改修等に要する費用 ※図面、見積書を添付し、場所及び工事内容を明らかにすること。 ※経年劣化等による修繕や設備更新に係る費用は除く。
設 計 費	上記工事に係る設計費
施 工 管 理 費	上記工事を行う際の施工管理費
設 備 費	機械、装置、器具、備品その他の設備の設置・購入費（設置、据付工事費を含む）
備 品 費	概ね単価が10万円以上で、反復利用に耐える物品や機器の購入等に要する経費をいう。 ※施設整備とあわせて備品整備を実施する場合に限る。
そ の 他 経 費	その他知事が特に必要と認める経費

※交付決定日より前に発注、購入、契約等を実施したものは補助対象外。

※使用目的が補助事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費であること。

※支出証拠書類により金額・支払等が確認できる経費であること。